

2024年10月29日

任意継続被保険者各位

EY Japan 健康保険組合

【重要】マイナ保険証準備 資格情報のお知らせ 確認依頼

2024年12月2日より健康保険証の新規発行が廃止されます。ただし、現在既に当健保に加入している方の被保険者証は2025年12月1日まで利用可能です（2025年11月30日までに任意継続の期間満了を迎える方は健康保険証券面の資格喪失予定日まで有効）。

マイナ保険証の本格開始に向けた準備の一環として、皆様の「資格情報のお知らせ」を健保ホームページの各人マイページに掲載いたします。11月末までにマイナンバーの下4桁がご自分のものと相違ないかご確認いただきますようお願いいたします。

[健康保険組合ホームページ](#)

資格情報のお知らせの確認方法の詳細は添付参照

- 注意点：（1）資格情報のお知らせが掲載されていない方は9月27日時点でマイナンバーと健康保険の資格の連携ができていないためです。このままではマイナ保険証の利用ができませんので、[健康保険組合へご一報ください](#)。登録用の書類をお送りします。
- （2）被扶養者も含めて各人のマイナンバーが一致しているかご確認下さい。
- （3）初回ログイン時、2度メールアドレスを入力する必要があります。任意のメールアドレスで結構です。2回目以降はシングルサインオンが可能です。ダウンロードできるpdfの生成に数分を要します。
- （4）マイナンバー下4桁が記載された「資格情報のお知らせ」は12月1日まで閲覧可能です。
- 12月2日以降は各人の健保の記号と番号が記載されるもの書き換わります。マイナンバー下4桁が記載されたものを保存したい場合は、pdfか印刷したものを各人で保管してください。
- （5）番号が一致していない場合はEY Japan 健康保険組合に速やかに連絡してください。ご連絡は[こちらから](#)。

【その他】

- （1）マイナンバーカードを保険証として利用するためには、マイナンバーカードを作成してください。Webで申請可能です。受領には市区町村役場にご本人が直接行く必要があります。



カード取得後、各人による利用登録が必要です。[厚生労働省の HP](#) をご覧ください。

- (2) 保険証廃止 (2025 年 12 月 2 日) 以降は「マイナンバーカード」または「資格確認書」を使って医療を受診することになります。2025 年秋頃「資格確認書」の交付についてご連絡します。
- (3) 今回資格情報のお知らせが掲載されていない方も、マイナンバーが健保へ連絡された場合は 12 月以降順次掲載されます。ただし、マイナンバーの下 4 桁は表示されません。
- (4) 在職中に事業所にマイナンバーを提供していないにも関わらず、資格情報のお知らせが掲示されている方は、健康保険組合が健康保険法第 24 条の 4 に従い、医療保険者等向け中間サーバーから地方公共団体情報システム機構へ照会して、紐づけを行ったものです。
- (5) 「資格情報のお知らせ」の英語版は準備しておりません。
- (6) 「資格情報のお知らせ」は外字対応しておりません。[詳細はこちら](#)。

問い合わせ先：①資格情報のお知らせの最初のログイン時の ID PW が不明な場合

【バリューHR カスタマー】電話番号：0570-075-708

②マイナンバー保険証、「資格情報のお知らせ」に関すること

【EY Japan 健康保険組合】kenpo-kumiai@jp.ey.com

以 上